資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成28年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年4月6日

関東地方整備局長　石川　雄一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　業務概要

⑴　業務名　平成28年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務

⑵　業務内容

・計画準備
・土木工事等における諸経費動向調査
・業務委託における諸経費等動向調査
・電気通信施設点検業務等における諸経費動向調査
・機械設備工事等諸経費動向調査
・土木工事等における低入札工事の工事コスト調査
・報告書作成

⑶　履行期間　履行期間は、以下のとおり予定している。

平成28年7月下旬から平成29年3月31日まで

2　申請の時期

平成28年4月6日から平成28年4月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成28年4月22日以降当該業務に係る選定通知の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該通知の時までに審査が終了せず、選定通知を受けられないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成28年4月6日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心2－1さいたま新都心合同庁舎2号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に平成28年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書（4⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月1日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　平成26年10月1日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により平成28年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、平成28年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

③　1⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、平成28年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書第8条第1項に明示すること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、平成28年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4⑴②の認定を受けていない構成員が4⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る選定通知の時までに4⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「平成28年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、選定通知時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型（拡大型）プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成28年4月6日付け支出負担行為担当官　関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成28年4月6日

国立大学法人九州大学総長　久保　千春

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　40

○第1号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量

眼科診断治療システム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成28年度1月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

㈀網膜疾患診断システム　小児および成人のあらゆる網膜・脈絡膜疾患の総合的評価を行うシステムであること。㈁視力検査システム　小児・ベット上の患者を含めてあらゆる患者の屈折・視力検査を行うシステムであること。㈂角結膜・前眼部疾患診断システム　小児および成人のあらゆる角結膜・前眼部疾患の総合的評価を行うシステムであること。㈃視野検査システム　緑内障をはじめとする多くの視神経、視野異常疾患の機能解析を可能とするシステムであること。㈄外来治療システム　外来における小手術、処置、レーザー治療を可能とするシステムであること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記1⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成28年5月23日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒812―8581 福岡市東区箱崎六丁目10番1号　国立大学法人九州大学財務部調達課調達総括係　山本　善之　電話092―642―2188